令和９年度那須町奨学生募集要項〈給付型〉

この制度は、教育の機会均等の趣旨に基づいて、優秀な青少年で経済的理由により修学できない者に学資を給付して人材を育成し、あわせて本町教育の進展を期することを目的としています。

１　対　　象

学校教育法の規定に基づく、短期大学、大学、専修学校又は学位取得を目的として海外に所在する短期大学、大学等に進学を予定する者又は在学している者

２　受給資格

（１）　那須町に６ヶ月以上居住する者又はその被扶養者で、学習成績評定平均値が、５段階評価で４．０以上である者

（２）　学習意欲が高く、学習活動その他の品行が正しく、健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みのある者

（３）　本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和７年中の認定所得金額（注１）が、別表第３の収入基準額以下である者

注１）父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額（給与所得の場合は別表第１の「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差引いた金額）から別表第２の特別控除額を差引いた金額

（４）　本人の属する世帯で町税を滞納していないこと。

（５）　学校教育法の規定に基づく短期大学、大学、専修学校又は学位取得を目的として、海外に所在する短期大学、大学等で令和９年４月に入学又は在学する者

（６）　大学等を卒業後、５年間は町内に居住する意思がある者

※採用後は、卒業後５年間、町内居住の状況を確認するため、毎年現況届の提出が必要です。

※５年間の町内居住要件を満たさない場合は、返還していただく場合があります。

〈本人の属する世帯とは〉

同居・別居を問わず本人と生計を同じくする者であり、世帯人員の認定は次による。

１　同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とする。

２　次の場合は、同一の住居に居住していなくとも、本人と世帯を同じくする人とみなす。

①　父母又は父母に準じて家計を支えている者が、勤務地等の関係で別居しているとき。

②　修学又は病気療養等のため一時的に別居しているとき。

③　別居の祖父母等を主に扶養しているとき。

④　その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

３　給付内容

・給 付 額　　３００，０００円

・給付回数　　１人１回限り

・給付人数　　２名（１年度内）

那須町奨学生選考委員会において決定します。

４　返　　還

次のいずれかに該当するときは、給付型奨学資金の給付を取消し、給付額を返還する必要があります。

（１）傷病等のため成業の見込みがない者

（２）学業の成績又は操行が不良となったとき。

（３）休学したとき。

（４）退学したとき。

（５）受給資格に該当しないとき。

（６）給付型奨学資金の給付を辞退したとき。

（７）その他奨学生として適当ではないと認めたとき。

５　提出書類

（１）　**那須町奨学生（給付型）願書（様式第１号）**

（２）　**那須町奨学生推薦調書（様式第２号）**

※学校において封印したものをそのまま提出願います。

（３）　**奨学生自己推薦書（様式第３号）**

（４）　**進学校の合格通知書の写し**（在学中の場合は、在学証明書の原本）

※提出期限までに間に合わない場合は、後日提出可とします。

（５）　**同意書**

※奨学資金の申請に係る資格審査のため、那須町が保有する住民基本台帳及び税情報について、関係部署が調査・確認することに同意をいただきます。同意をいただけない場合は、次の書類の提出が必要になります。

①世帯全員の住民票の写し（原本）

※本籍・続柄が記載されているものが必要です。

②世帯全員の所得証明書及び納税証明書（原本）

※父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和７年中の所得証明書が必要です。

６　書類の提出先及び提出期限

（１）　提 出 先　　〒329-3292　　那須町大字寺子丙３－１３（那須町役場内）

那須町教育委員会事務局 学校教育課　TEL：0287-72-6922

（２）　提出期限　　**令和９年２月５日（金）　午後３時必着**

※認定所得額の計算方法等、不明な点がありましたら上記へお問い合わせください。

7　選考及び決定等

（1）　学業成績及び所得の状況、奨学生自己推薦書を審査の上、選考委員会において決定します。

（2）　選考の結果は本人に通知します。（採用になった場合は、誓約書、給付型奨学資金の口座振込報告書の提出が必要となります。）

（3）　振込口座は、奨学生本人名義の足利銀行口座を指定してください。

別表１

（１）給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額には所得税法上の算定式（B）を適用します。父母の一方のみが給与所得者の場合は（A）を適用します。

区分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者①	①≧②	（A）表を適用
家計支持者②		（B）表を適用

給与所得計算式

（A）

年間収入金額 （１万円未満切捨て）	所得額 （１万円未満切捨て）
２６７万円以下	０円
２６８万円以上４００万円以下	収入金額×０.８－２１４万円
４０１万円以上７８１万円以下	収入金額×０.７－１７４万円
７８２万円以上	収入金額－４０８万円

（B）

年間収入金額 （１万円未満切捨て）	所得額 （１万円未満切捨て）
６５万円以下	０円
６６万円以上１６３万円以下	収入金額－６５万円
１６４万円以上１８０万円以下	収入金額×０.６
１８１万円以上３６０万円以下	収入金額×０.７－１８万円
３６１万円以上６６０万円以下	収入金額×０.８－５４万円
６６１万円以上1,０００万円以下	収入金額×０.９－１２０万円
1,００１万円以上1,５００万円以下	収入金額×０.９５－１７０万円
1,５０１万円以上	収入金額－２４５万円

（２）【給与所得者以外（自営業等）】

所得金額（所得証明書における所得金額）＝ 収入金額 ― 必要経費（売上原価、営業経費）

別表第２

特　別　控　除　額　表

<table>
<tr><td colspan="2">控除の事由</td><td colspan="5">特別控除額</td></tr>
<tr><td rowspan="15">世帯を対象とする控除</td><td>①　母子・父子世帯の場合</td><td colspan="5">９９万円</td></tr>
<tr><td rowspan="14">②　就学者のいる世帯の場合
※児童・生徒・学生１人につき控除できる。ただし、出願者本人は含まず、⑦を適用する。</td><td colspan="3">区　　分</td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr>
<tr><td colspan="3">小学校</td><td colspan="2">３１万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">中学校</td><td colspan="2">４６万円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高等学校</td><td>国・公立</td><td>３９万円</td><td>６９万円</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>８８万円</td><td>１１８万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">高等専門学校</td><td rowspan="2">国・公立</td><td>１～３年次</td><td>３９万円</td><td>６９万円</td></tr>
<tr><td>４・５年次</td><td>４３万円</td><td>７２万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">私　立</td><td>１～３年次</td><td>８８万円</td><td>１１８万円</td></tr>
<tr><td>４・５年次</td><td>８７万円</td><td>１１６万円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">大　　学</td><td>国・公立</td><td>７４万円</td><td>１２１万円</td></tr>
<tr><td>私　　立</td><td>１３３万円</td><td>１８０万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専修学校</td><td rowspan="2">高等課程</td><td>国・公立</td><td>３９万円</td><td>６９万円</td></tr>
<tr><td>私　　立</td><td>８８万円</td><td>１１８万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門課程</td><td>国・公立</td><td>３６万円</td><td>８１万円</td></tr>
<tr><td>私　　立</td><td>１０２万円</td><td>１４７万円</td></tr>
<tr><td>③障がい者のいる世帯の場合</td><td colspan="4">障がい者１人につき</td><td>９９万円</td></tr>
<tr><td>④長期療養者のいる世帯の場合</td><td colspan="5">療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額</td></tr>
<tr><td>⑤主たる家計支持者が別居している世帯の場合</td><td colspan="5">別居のため特別に支出している金額
ただし、７１万円を限度とする</td></tr>
<tr><td>⑥火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合</td><td colspan="5">日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">⑦本人を対象とする控除</td><td colspan="2" rowspan="2">高等学校</td><td>国・公立</td><td>３９万円</td><td>６９万円</td></tr>
<tr><td>私　　立</td><td>８８万円</td><td>１１８万円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">専修学校
高等課程</td><td>国・公立</td><td>３９万円</td><td>６９万円</td></tr>
<tr><td>私　　立</td><td>８８万円</td><td>１１８万円</td></tr>
</table>

注）１　控除の事由に２つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

２　出願者本人を含む子ども（就学者、就学前の子）が２人を超える世帯については、出願者本人に係る特別控除額に５０万円を加えた額に、その超える人数を乗じた額を更に控除できます。

（例）本人が高校生で子ども３人の場合　８９万円×（３人－２人）＝８９万円の控除

別表第３　　**収入基準額表**

世帯人数	進学（在学）先
	短期大学、大学又は専修学校
１人	２，８６０，０００
２人	４，５５０，０００
３人	５，２７０，０００
４人	５，７２０，０００
５人	６，１７０，０００
６人	６，５００，０００
７人	６，７７０，０００
７人を超える場合	１人増すごとに２７万円を、世帯人数７人の収入基準額（６７７万円）に加算

私は奨学生になれるのかな？

私は県立高校３年生、４人家族（父、母、弟）で、自宅から通学しています。大学へ進学したいのですが、奨学生になれるのかな・・・。

①まず、父と母の収入を確認しました。

父の収入　８００万円 ＞ 母の収入　３６０万円

②次に、給与所得者の所得額の計算をしました。（別表１参照）

父は給与所得計算式Ａを適用　　８００万円　―　４０８万円　＝　３９２万円（所得額）

母は給与所得計算式Ｂを適用　　３６０万円　―　１２６万円　＝　２３４万円（所得額）

父と母の所得合算額　６２６万円

③続いて、特別控除額を計算します。（別表２参照）

区分	特別控除額
弟（小学生）	３１万円
私（高校生）	３９万円

合計控除額　７０万円

④収入基準額表に当てはめてみると・・・（別表３参照）

所得合算額　６２６万円　―　特別控除額　７０万円　＝　５５６万円＜　収入基準額５７２万円

「別表第１」で求めた父と母の所得合計額から、「別表第２」の特別控除額を差し引いた**認定所得額**が「別表第３」の世帯人数に応じた収入基準額以下なので、奨学生の出願資格クリア！